

研究活動上の不正行為に係る調査手続き等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第6条から第8条の規定に基づき、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為に係る相談窓口、告発受付窓口及び調査手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、不正防止規程第2条に定めるところによる。

(告発窓口)

第3条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発（以下「告発」という。）及び相談を受け付ける窓口（以下「告発相談窓口」という。）を置き、管理運営部研究・情報推進課をもって充てる。

(告発の取扱い)

第4条 本学における研究活動において不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も通報することができる。

- 2 告発の方法は、書面、電話、電子メール、ファクシミリ、面談によるものとする。
- 3 告発は悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、原則として顕名により行われるものとし、研究者の氏名、不正行為の態様等、その他事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されていなければならない。
- 4 匿名による告発及び告発の意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められた場合には、顕名による告発に準じて取り扱うことができる。
- 5 告発窓口において告発を受けたときは、速やかに研究倫理委員長を経て最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守とその他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 7 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名な場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

(予備調査の実施)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項による報告を受けたとき及び研究活動における不正行為が疑われる事象があったときは、研究倫理委員長に対して、次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。

- (1) 不正行為の可能性
- (2) 不正行為とする根拠の合理性
- (3) その他必要と認める事項

- 2 前項に基づき、研究倫理委員長は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 3 予備調査委員会は3名の委員によって構成するとし、研究倫理委員長が研究倫理委員会の議を経て指名する。
- 4 予備調査委員会は必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、告発の受付から30日以内に、その調査結果を研究倫理委員会に報告する。
- 6 研究倫理委員会は、その調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 7 研究倫理委員会は、第5項による報告に基づき、告発に係る不正行為が認められないと判断した場合は、告発窓口を通じてその旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第6条 最高管理責任者は、前条により実施された予備調査の結果、不正行為または悪意による告発の可能性について調査を要すると認めたときは、直ちに「不正行為に関する調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置して事実関係を調査しなければならない。
- 2 前項による調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で、次の各号の委員をもって組織する。調査委員会の委員の過半数は、外部有識者とする。
 - (1) 研究倫理委員会の委員長またはその指名した研究倫理委員会の委員
 - (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した者
 - (3) 法律若しくは会計の専門家又は学術研究倫理に関する専門知識を有する外部有識者
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者
 - 3 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
 - 4 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、研究費等の配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告しなければならない。

(本調査の実施)

- 第7条 調査委員会は、次の各号について調査等を実施するものとする。
- (1) 被告発者及びその関係者、または告発者からの事情聴取
 - (2) 当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等、必要と判断される資料の調査
 - (3) 研究費の支出に係る書類の収集及び分析
 - (4) 研究費の支出の相手方からの事情聴取
 - (5) 研究費の使用ルールとの整合性の調査
 - (6) 告発の際に提示された合理的根拠の正当性の調査
 - (7) その他必要と認められる事項の調査

(調査への協力)

- 第8条 被告発者及びその関係者は、調査委員会の調査に積極的に協力し、調査の証拠となる資料等を保全しなければならない。
- 2 被告発者及びその関係者は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第9条 調査委員会の調査に対して、被告発者が告発内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の方法と手続の適正性並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被告発者の説明において、被告発者が当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(研究活動の制限等)

第10条 最高管理責任者は、調査委員会による調査の実施を決定した場合は、報告を受けるまでの間、被告発者に対して、必要に応じて当該調査の対象となる研究活動の制限及び研究費の使用停止を命ずるものとする。

(調査結果の認定)

第11条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

(調査結果の報告)

第12条 委員長は、調査委員会設置の日から60日以内又は告発の受付から210日以内のいずれか早い日に、調査結果をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査の結果通知及び報告)

第13条 最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、その調査結果を研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。なお、告発の受付から210日以内に不正行為等の調査結果がまとまらない場合においても、調査の進捗状況報告及び中間報告を研究費の配分機関に報告しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第14条 不正行為と認定された被告発者等及び悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、被告発者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該告発者に通知し、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければなら

ない。また、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者に通知し、研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨・理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立ての却下及び再調査開始の決定について、研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。
- 6 調査委員会は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等により再調査を開始した場合で、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、再調査結果を、告発者及び被告発者等に通知し、研究費の配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

(再調査の指示)

第15条 最高管理責任者は、第12条及び第14条の報告に基づき、さらに十分な調査が必要であると認めるときは、調査委員会に対して再調査を指示することができる。

(調査結果の公表)

第16条 最高管理責任者は、不正行為があったと認められるときは、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び職名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第17条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学職員の場合は、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、当該調査の対象となる研究活動を制限し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、研究不正規程第4条に基づく懲戒処分等の適切な手続きを講ずるものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第18条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査に関係した者に通知し、必要に応じ

て告発者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者が本学職員の場合には前条の例にならない就業規則に基づく処分等適切な手続きを講ずるものとする。

(告発者の保護)

第19条 告発者について、告発したことのみを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、悪意に基づく告発であると認められる場合を除く。

(被告発者の保護)

第20条 本委員会及び調査委員会は、調査対象者及び調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

- 2 本委員会は、予備調査、本調査又は再審査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の研究活動への支障又は名誉毀損等があったときは、必要に応じて不利益の発生防止又は名誉の回復に係る措置を講じなければならない。
- 3 本委員会は、悪意をもって虚偽の申立て、情報等を提供したと認められる者について、その者が所属する部署の長に対し、懲戒等の処分勧告を具申することができる。

(義務等)

第21条 この細則に定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する告発事案の処理に関与してはならない。
- (3) 調査の実施に当たっては、告発者の秘密を守るため、告発者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- (4) 告発者及び被告発者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(事務)

第22条 告発窓口及び調査委員会の事務は研究・情報推進課が行う。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は調査委員会の審議を経て、委員長が別途定めるものとする。

附 則 (施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日改正)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月21日改正)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日改正）

この改正は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。